

告 示

埼玉県選管告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
身体障害者 支援施設	社会福祉法人 茶の花福祉会 大樹の丘	埼玉県所沢市 神米金五百番地一
老人ホーム	社会福祉法人 隼人会 特別養護老人ホーム 岩槻まきば園	埼玉県さいたま市岩槻区 大字横根千三百七十五番地
老人ホーム	社会福祉法人 錦江舎 特別養護老人ホーム 夢眠さくら	埼玉県さいたま市桜区町谷 二丁目七番十八号
老人ホーム	社会福祉法人 プラモウト・ サークルクラブ 特別養護老人ホーム 小沼サークルホーム	埼玉県坂戸市 小沼四百九十番地一
病院	医療法人社団 愛友会 伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町 小室九千四百十九
病院	医療法人 三和会 東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田 二丁目六番地五
病院	独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区 宮原町一丁目八百五十一番